

総務委員会

平成30年12月26日（水）

午前9時00分～午後10時54分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、  
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長、三島総務部副部長兼総務法制課長ほか、関係職員

【案件】

・所管事務調査等について

○山下伸二委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の皆さんにお諮りします。カメラ撮影の申し出がありますので許可してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、許可をいたします。

それではまず、調査に入ります前に、前回の委員会をお願いしておりました、副市長から地元議員等に対しての今回の富士小学校跡地体育館事前改修に係る説明等はなかったのか、この点について改めて確認をしていただきたいをお願いしておりましたので、その点についてまず報告をお願いいたします。

○池田総務部長

はい、畑瀬副市長から地元議員への説明はあったかということについてですね。私が聞いて皆様にお伝えするという形になりますので、なるべく正確にということで、畑瀬副市長の発言をそのままお知らせいたします。

大変申しわけない話でございますが、私が地元議員にこの件について御説明をしたかどうかという点につきましては、はっきりとした記憶がございませんということでございます。発言としては以上でございます。私が説明してないんですねと聞いたところ、そこもはっきりとした記憶がないということでございました。

○山下伸二委員長

今、部長のほうから、改めて副市長のほうに確認をしていただいた件について、畑瀬副市長の発言をそのまま皆様に御報告をいただきましたけれども、この点について確認したいことがあれば、御発言をお願いしたいと思います。

○川原田委員

この件は私が確認をしてくださいということをお願いしていたわけですが、こんな重要なことを私は記憶がないということで返事をするということはいかがなものかなというふうに思うわけですね。このことっていうのはすごく重要なことだと私は思うわけですよ。例えば、きちっと議会側にもお伝えくださいというふうな言い方しておれば、それは当然議員としての不手際といいますか、そういう部分もかなりあるのではないかなというふうに思うわけですよ。このような重要な部分を記憶がない、そういう形で果たして私は済まされていいものかなというふうに思うところであります。

どういうふうに話したとか、その一字一句を私は思い出せとは言いませんけれども、説明したかないか、そういうことも記憶がないと、そういうふうな考えの中でこのような事を進められてということは、非常に問題が大きいのではないかなというふうに思うわけですよ。ですから、都合の悪いところは記憶がないとか、そういうことですね——私たちこの所管事務調査はこの前も千綿委員が言いましたけれども、十数回続けてやっているわけですよ。一つ一つきちっとした検証をしていかなければならないと。それは市民の皆さんの負託に応えるということでやっているわけですから、私はね、執行部はそういうふうな態度でいいのかなと。確かに記憶がないと言われればそれまでかもわかりませんが、私はね、そういう返事はしていただきたくないなど。できるだけ正直にやっぱり話をする中で、この所管事務調査を終えることができるということですが、そういうふうなあいまいな答えであるのであれば、なかなかこれは終結を見ることできないというふうに思うわけですよ。

ですから、それはもうそういうふうにおっしゃるのであれば、それはもうこれ以上のこと私たちが何も言うところはありませんけれども、そういうふうな態度で執行部の皆さんがやるということであれば、我々ももうちょっと腹をくくってやっていかなければならないというふうに思うことだけはぜひお伝えいただきたい。そういうふうに思います。

○池田総務部長

私も今まで説明をしてないというふうに申し上げてきました。それは副市長に確認をして、ここで発言させていただいていたんですけれども、副市長の中ではっきりとした記憶がないと。なので、恐らく御説明をしていないのではないかという思いの中で、していないということでもいいですということだったんですけれども、今回改めて聞いたところ、はっきりとした記憶がないというところでした。

なかなか、私が聞いて皆様にお伝える——この後副市長が来るという話も予定されるようですので、ちょっとそことずれるとあれですので、私の考えでお伝えるというのはちょっと避けたいと思います。

○山下伸二委員長

前回の委員会では川原田委員のほうから改めて確認をしていただきたいということで、

総務部長のほうに改めて、副市長にヒアリングをしていただいて、きょう、このような回答がっております。この点については、真偽がどうなのかということを経理部長にこれ以上お尋ねをしても、事実と異なったことを部長も答えることができないと思いますので、本日回答いただきました。

今川原田委員から発言があったことについては、是非改めて部長のほうから副市長のほうにも、こういった発言があったということについてはお伝えいただきたいというふうに思いますし、きょう、執行部へのヒアリング終了後に、委員間討議を行いまして、畑瀬副市長へのヒアリングの内容について、ご議論いただきますけれども、その中でも、ぜひ皆さんから御発言いただければというふうに思います。

それでは、本日の調査項目に入ります。

まず、委員の皆様から調査項目として挙げていただいていた分では本日は最後になります。職員の倫理のあり方について、このことについて、所管事務調査の5、皆さんのほうに発信しますので、通知を見ていただいて、佐賀市職員コンプライアンス基本方針、これはもう11月16日に委員会での要請に基づいて、資料として提出いただいておりますので、中身についてはお読みいただいているというふうに思いますけれども、人事課のほうから、このコンプライアンス基本方針の中身について特に補足することがあれば説明をお願いしたいと思いますし、これをどのように職員のほうに周知をされているのか、その辺について補足があれば、まず御説明をお願いしたいというふうに思いますけれども。

#### ○大野人事課長

そしたら、周知方法ですけれども、全職員に対してコンプライアンス意識を向上させるための方策としまして、職員コンプライアンスハンドブックというものを作成しまして平成21年4月から順次配布をしております。また平成25年度からは、外部講師を招きまして、コンプライアンス研修を毎年実施しているところであります。これは、今回は課長級職員であるとか、ことしは副課長職員であるとかっていうふうな形で、補職ごとに実施をしているところでございます。平成30年度までに約1,400名の職員が受講しているというふうなところでございます。

また、新採研修、新規採用職員を採用した直後の研修におきましても、コンプライアンスについての項目を設けまして研修を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○山下伸二委員長

今御説明いただきました。コンプライアンスについては、論点として大きく2つあると思います。この基本方針に基づいた、先ほど御説明いただきました職員への周知方法であるとか、内容についてが大きく1つ。もう1つは、今回の一連の実証の中で市職員のコンプライアンスがどうだったのかという、この大きな2点があると思いますけれども、まず、この基本方針に基づいた、市における職員へのコンプライアンスの周知徹底方法等につい

て、まず皆さんからの御質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、何かありましたら。

○江頭委員

例えば、この件について、これに照らし合わせてどうだっていう質問じゃなくて、それじゃあできないんですか。

○山下伸二委員長

はい、どうぞ。

○江頭委員

総務部長に質問しますけれども、これコンプライアンスの監督責任が総務部長ですよ。この一連について、6ページのところなんですけれども、市民の疑惑を招く行為の禁止というのがあるわけですよ。その中に、基本的な事項で利害関係者との対応というところで、この部分では公務員倫理法の中ではきちっと利害関係者との飲食とかいうものの禁止をうたっているんですけれども、畑瀬副市長が竹原社長と2カ月に1度、飲食関係をされていたという答えがありましたよね。そのことについて、総務部長としての見解というのは——当然この件については、決算不認定において、皆さん方執行部は精査をしなくちゃいけないじゃないですか。今、この調査が終わって、当然その精査というのは出てくるんでしょうけど、私たちも中間報告ということはこの間の議会でやりました。当然もうその部分で進んでいると思うんですけれども、そういう不認定部分に関してですね。現在、ここの部分に照らし合わせて総務部長の見解としてはどういうふうに思われるか、それをお答え願いたい。

○池田総務部長

畑瀬総務部長は竹原社長と個人的なつき合いが以前からあったようですけれども、結果的に市民の疑念を招くような結果となってしまったということに関しては、公私の別をくっきりつけられなかったといいますか、市民、議会の疑念を招くようになったという結果については反省すべき点があるかと思えます。その辺につきましては、再発防止策というか問題点の中で、今検討検証を行っているところでございます。

○江頭委員

これは確かに公務員として、職員としてのコンプライアンスの部分ですよ。実はきょうの朝日新聞の記事はもう御存じだと思います。ここで取り上げられる問題ではないんですけれども、その職員の身内の方のそういう利害関係のことについてですね、それは全く別だと。要するに本人のコンプライアンスだけだという、こういう一連のこの調査の中においては、当然区別すべきものだというふうにお考えなのかどうかですね。今まで副市長の身内の就職先の問題だとか、今回のきょうの朝日新聞のああいう記事においてもこの一連のコンプライアンスとしては、これは身内のものであって本人ではないからということで、そこは区別していくべきだというお考えなのかどうかですね、それをお答え願えますか。

○池田総務部長

コンプライアンス基本方針の中にもあります、常に公私の別を明らかにして、市民に信頼される、公務員としての立場を絶えず認識し、疑念、不審などを招くような行為は絶対にしてはいけませんという規定があります。今回、そういうふうな疑念を生じさせたということはやはり副市長個人として反省すべき点はあると思います。

○山下伸二委員長

いや、このコンプライアンスの効力といいますか、それが職員のみなのか、その職員の身内等に及ぶのかということです。

○池田総務部長

はい、明確に言いますと、職員に対してのコンプライアンス基本方針でございます。

○山下伸二委員長

職員に対することだということです。

○千綿委員

部長にちょっとお尋ねですが、公務員には国家公務員の倫理規程っていうのがありますが、地方の公務員の倫理に対する規定や条例とかはあるのかどうか、ちょっととりあえずお尋ねをしたいんですが。

○池田総務部長

はい、佐賀市においてはこの佐賀市職員コンプライアンス基本方針、これが、直接の規程ということになります。

○千綿委員

コンプライアンスの規定を読んでも明確にこれはだめとかいう線引きがあいまいなんですよね。私ちょっと読みましたけれども、例えば内部通報制度の問題もしかりなんです、例えば、今まで聞いていて、例えば副課長が起案してずっと上がっていく段階でその起案書にブルーナーズのこと一切書かれていない、それを言う人もいないっていうことを考えたときに、これが守られていると思わないんですよ。だって、公務員の倫理規定を見てもう前段で、国民全体の奉仕者なんだというのをうたってあるわけでしょう。

これ私からすると国家公務員の倫理規程は当然地方公務員に当てはまると私は個人的には思っているんですが、当然そうなくちゃいけないんですよね。要するに、みなさんは市民の一法人・個人のためにするわけではなく佐賀市民全体のためにやっていくんだというのがなければいけないんですよね。私は、どうもそれから逸脱しているんじゃないかと思うんですが。コンプライアンスの方針もつくってハンドブックもあるんですが、これについて例えば罰則とかは何もないわけでしょう。実際問題として。

○池田総務部長

直接このコンプライアンス方針に対しての罰則はございませんが、公務員の行動に対しての懲戒処分の基準は別途、地方公務員法29条に基づく基準は、佐賀市でも独自で基準は

つくっております。不適切な事務処理ですとか、ちょっと違いますけど、飲酒運転ですとかですね。

○千綿委員

部長、大体この委員会に全部出られているので、先ほどの地方公務員法29条に照らし合わせて、今回の事務のやり方について、それに抵触していると考えられるという点がありますか。

○池田総務部長

細かな点、事務処理の点については、不適切な事務処理に当たると疑われる点があると思います。ただ、そこは改めて人事課なりからまた聞き取りを行った形で、市長まで上げて決定するという形になります、処分自体については。

○千綿委員

部長、これ決算の不認定が最初の発端じゃないですか。あれからもう3カ月経とうとしているんですよね。10、11、12と3カ月経とうとしているんですが、その精査というのまだされていないということですか。

○池田総務部長

何度か申し上げておりますように問題点の抽出、それから検証、再発防止策につながる部分の検証は行っております。

○千綿委員

ちなみにそれいつまでかかるんですか。本来であれば、市長は12月に提出したいというような旨の発言もあっていただけでしょう。ということは、検証がなかったら処分もないわけじゃないですか。検証が終わって処分ということになると思うので、そこら辺遅れているという話にはならないんですか。

○池田総務部長

12月議会で処分自体を出すことができませんでしたので、3月議会に出すことを目標に進めています。そのスケジュールで進めています。

○千綿委員

だから、当初は12月議会と言われていたじゃないですか。それが進まないで処分案もへったくれもないじゃないですか。だから、結局、総務委員会の所管事務調査が始まったので、これが終わらないことには出せないというのはわかります。でも、調査は早くしないと、早くして原因がわからないとその改善策が出ないわけでしょう。それ、まだ終わっていないということですか。

○池田総務部長

その分もまとめて――まとめてと言いますか、3月議会で議会のほうに報告できるようにスケジュールを組んで進めております。

○江頭委員

項目的にちょっともう1点質問します。11ページの説明責任、情報公開の項なんですけど、この文を読むと一ちょっと読ませていただきます。「市はこれから何を行おうとしているのか、現状や結果はどうなっているのかなど、各過程における行政の活動、市民に対して情報提供や説明に努め、説明責任を果たし、透明性の高い業務を行います。」という一文があるんですけど、これに関して、この一件は、要するに説明責任、総務部長、この部分をもってしても、今回の件についてまずどう思われるのか。

○池田総務部長

御指摘のとおり事前に議会に説明することもできませんでしたし、事後に議会それから決算審査でも説明することができませんでしたので、全く説明責任は果たすことができなかったとっております。反省をしております。

○江頭委員

ここに市民への説明というのはまずもって、これ言い換えれば要するに議会への説明責任というのがうたっていることだと思うんですよね。私たちも市民の代表としてこういう議員の立場に立っている以上、これが完全に今回は初めからこの部分が欠落していたということ。これ本当にみなさん方がこれをつくって9年、そして毎年平成25年から外部講師を呼んで研修を行っている割には、根本的な部分が欠けているということが実証されたのがこの一件ですよね。それに対する責任というのはどういうふうに思われますか。それを所管する総務部長として。

○池田総務部長

済みません、もう御指摘のとおりです。一切市民、それから議会に対しての説明を怠ってきたという指摘に対して何も申し開きできないところでございます。こういったことが二度と起きないような形での方策、それから職員への研修、周知、こういったところに力を入れて、今後については市民、議会への説明責任を果たすことができるような組織となるように努めていきたいと考えております。

○重松委員

先ほどの市民への説明責任ですけども、今回のように議会への報告を怠って信頼を大きく損なうことになったわけでございますけれども、また書面もない要望に対し、改修、それからシャワー室の設置まで逐次予算をつぎ込み短時間で執行しておるわけですね。

議会に諮ることもなく、このような工事を行うことに公費を預かる公務員として、何の疑問も感じなかったのかですね、こころ辺のコンプライアンスに取り組む職員として、こころ辺どういった感じなんですかね。公務員として、公費を預かる公務員として何の疑問も感じなかったのか、今回の件について。こころ辺をちょっと、総務部長。

○池田総務部長

問題の発端が畑瀬前総務部長からの指示のもとに、組織的な動きができなかったというところにあると思います。その動きの中で、各職員いろいろな思いがあったけれども、畑

瀬総務部長のほうに意見といいますか、話を上げることができなかったというところに問題の根幹があるかとは思っております。こういったことがないようにきちんと組織立った意思決定、それから流れができるような組織にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○重松委員

今回副市長も、総務部長も今回の工事については、プロバスケットボールチームのためだと、本当にこのチームに対する便宜供与であると、これを起案にも書いていないと、役所の書類は起案に書いてあることがすべてじゃないんですか。公文書は後に開示請求、附属資料をつけるとか、普通はあると思うんですよね。しかし、決裁にはすべて書かれていないと。これは公文書と言えないんじゃないですかね。そこら辺どうなんですか。今回の起案についても。

○池田総務部長

起案書のほうにも書かれていない理由ですね、一チームからの要望があった。ただ体育館については、後々、市民全体の使用なので書かなかったという発言がありましたけれども、そのあと市長も言っていたように、やはり時期を早めて改修したのはバルーナーズの練習場確保のためであったということでありましたので、ここはやはり起案書には書くべきであったということが反省点でございます。この辺のところは文書規程の見直し、文書指針の作成ですとか、その後の周知等で職員の皆さんにも周知徹底をしていきたいと考えております。

○重松委員

起案者が勘違いしていたとか、失念していたとか、あいまいな記憶から校舎と体育館を取り違えて答弁したとか、いろいろ苦しい答弁を今まで重ねてこられたと思いますけれども、この地方公務員法に基づく佐賀市職員のサービスの宣誓に関する条例というのがあって、これは多分採用されたときに、その宣誓に照らして間違いなく、この宣誓については守りますというのを署名されるというようなことを聞きましたけれども、自信をもって、自分自身に誠実で公正にこういったことをやってきたということが言えますかね。一連の流れを見ていて。サービスの宣誓、多分、新規採用になった時に部長もサインされたと思いますけれども、そのころと全然違ってるんじゃないですか。宣誓とか、サービスの宣誓に関する条例に沿った形ではないじゃないですか。めちゃくちゃじゃないですか。これコンプライアンスですよ、完全な。すべての職員、関係した職員たちには言えると思うんですよ、そこら辺は。そこら辺どうなんですかね。

○池田総務部長

そこは職員、今回関係した職員全体の大きな反省点だと思います。職員への処分もしくは注意がどういった形になるかわかりませんが、今後は宣誓した内容、それですとか、ここのコンプライアンス基本方針に書かれている内容を遵守できるような職員になる



ことを目指して職員への周知、それから指導をしていきたいと思えます。

○千綿委員

さっき部長、畑瀬副市長の件で、同じようなことが起こらない——どうするんですか、例えば、今のまま仮にいったときに、副市長が同じようなことをやったときにどう対処される予定なんですか。だから、対処されると言われましたけど、具体的にどういうことをされるんですか。さっき答弁されましたよね。二度と同じようなことが起きないように——例えば、また同じように畑瀬副市長がやろうとしたときに、具体的にどういった対処をするんですか。

○池田総務部長

そうですね、今回の件が下から畑瀬副市長、畑瀬総務部長に何も言えなかったという部分が大きかったと思います。組織内の横の情報共有ですとか、できるかどうかわかりませんが、下から上の情報共有もしくは意思疎通の方法、この辺を少し整えていかないといけないかなと思っております。同時に職員へのコンプライアンス研修、この辺も例年以上にしていける必要があるかと思えます。

○千綿委員

通常、副課長が起案して課長、副部長、部長と登っていく段階でチェックされるんですね。でも、上からまっぼし来たときは、逆に指示があってぼんと来たときにはチェックが効いていないわけです。そのチェックが効いていないことが問題だと思っているんですよ。通常は副課長から課長に上がるときにチェックするじゃないですか、起案書のチェックを。例えば、写真はどうしたと、見積書はという話になって、通常、起案書に必要な書類をチェックするわけでしょう。文書主任がいて、そこでチェックして、課長が最終チェックをするわけでしょう。また副部長になったときにそこでチェックして行って、例えば課長が漏らしていたのを副部長がチェックする、そして副部長が仮にわからなかったことを部長がチェックするということで、段階的になっているじゃないですか、通常の起案は。

でも、上からぼんと来たときはそれが効かないということがいい例じゃないですか。そのチェックをちゃんとしないと、同じようなことが起きるといことじゃないですか。上からの指示でぼんと来てぼんと上がっていったわけですよ、実際に。だってガラスが割れていないのに割れていたって書いてあるわけですから。そういうことでしょう。

それが何でチェックが効かなかったのかというのは、上から指示が来たから、それでぼんと行くからチェックがないんですよ。でも、通常だと下からずっと上げていく段階で、どこのガラスか、写真は、とか普通言うでしょう。例えば、割れているガラスの写真を添付しろとか、見積書を添付しろとか、金額は幾ら要るとか、そんなのを普通はあると言われていたじゃないですか、説明の中で。それがなくても通ったのは上からの指示としか思えないわけですよ。それをどうやってチェックするんですかということですよ。だって、部長が全部見るわけにはいかないでしょう。幾ら研修したって同じことが起きますよ。そ

それはそうでしょう、上からの指示で——上位者の命令は聞かなきゃいけないでしょう、職員として、当然ながら。そういったときに上から指示がぼんと来れば、同じようなことが起きる可能性は大きいわけですよ。そのチェック体制をどうするんですかと聞いているんですよ。だから、二度と起きないようにと、二度と起きないようにどうするんですかと、そこが一番大事なところなんですよ。

○池田総務部長

トップダウンの上からの指示であっても、今回もそうでしたが、下からの起案は必要です。そこの中でのチェック体制、チェックはやはり文書主任、それから課内でいきますと課長が文書の総括になります。

おっしゃられている部分のチェック体制ですけれども、この分が今回副市長のほうにはほかの職員が言えなかったという部分がありますので、内部通報制度ですとか、各係長研修、副課長研修など、マネジメント研修をしておりますので、その辺の中で情報共有の重要さですとか、組織としての業務の遂行の仕方、こういったところの研修、それから個人の資質の向上、そこを図っていかなければ、要は全体として、組織としての動き方を整えていかなければいけないのかなと思っております。

○千綿委員

それじゃあ、副市長が最上位者であって、今まで研修も数多く受けられていると思います。でもこういうことをされるわけですよ。ということは、研修はいくらしたって一緒ということじゃないですか。

だからチェック体制をどうつくるかというのが必要なんですよ。内部通報制度が幾らあったって、していないじゃないですか、全然。でしょう。だからこういうことになったわけでしょう。そこを言っているんです。だから、その対応策をやっぱりちゃんとやらなないとだめですよ。答えはないでしょうけど。

○山下伸二委員長

今まで研修をされているんだけど、根本的にこういった文書が上がってときに何らかのチェックをすることがなければ、こういう事象は防げないだろうということだと思います。今、部長のほうからは現在調査中で、対応策についても検討中ということでありました。確かに研修とか、職員への意思徹底という言葉だけでは、なかなか私たちも納得できないところがございますので、ただこれ、今どうして下さいと言ってもなかなか出てこないと思います。今後執行部としてどういう対応策をとられるのか、委員会としても、こういった対応策については、具体的になるのか抽象的になるのかわかりませんが、委員会としてまとめをしていく中で執行部のほうには求めていくことになると思いますので。

よろしいですかね、それで。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

○川原田委員

出されています資料の6ページの市民の疑惑を招く行為の禁止というところがありますけれども、端的に所管の部長にお伺いしたいと思います、ここでいろいろ書かれています。「公務員としての立場を絶えず認識し、疑惑、不信などを招くような行為は絶対してはいけません。」という中で、基本的な事項の中に、利害関係者云々いろいろ書いてありますけれども、最後のところに「市民の疑惑を招くような接触交際は許されません」と記されていますけれども、ここにいる総務委員会のメンバー、多分ほとんどだと思いますけれども、これは今回の件につきましては疑惑を招く行為であったというふうに認識をしていると思います。

そこで、所管の部長は今回のこの件に関して、市民の疑惑を招く行為であったのかどうかということをお答えしたいと思いますけれども、そこは全く考え方が違ってくると、これまたそう簡単に結論が出てこないのではないかというふうに思うところがありますので、まずここについて、今回のこの件、富士小学校の体育館改修の件について、市民の疑惑を招く行為であったのかどうか、そこについて一連の流れの中で認識を示していただきたいと思っておりますけれども。

○池田総務部長

結果的に行為自体については、これはもう間違いなく市民の疑惑を招く行為であったというふうに思っております。副市長個人も端々に言われていたかと思っておりますけれども、市民の疑惑を招くような行為であったと思っております。

○川原田委員

そのようにお認めになるのであれば、やはり我々の質問に対しても誠実に答えていただいているのかなというふうな部分、ちょっと首をかしげる部分がございます、本当に執行部の皆さんはお答えになるときに、今回これだけこの問題が大きくマスコミ等にも取り上げられて、本当に私たち自分の町で歩いていてもほとんどがこの話題だけだということ、しっかり執行部の皆さんも認識をしていただいて、本当にこの問題解決のためにはお互い切磋琢磨しながらやっていかなければならないという中で、本当に答弁が二転三転したり、はっきりお答えがいただけないというところで、本当に今のこの所管事務調査自体も、私は市民の疑惑じゃないんですけれども、本当に何やっているんだと、しっかりせんかというふうなお声をいただいているということをしつかり執行部の皆さんも、本当に確認をしてしていただいて、取り組んでいただかないと本当に市民の皆さんの私は疑惑、疑念はなかなか払拭できないというふうに思いますけれどもいかがですか。

○池田総務部長

おっしゃるとおりだと思います。どんどん不信感が広がって、疑惑を感じさせるような行為ばかりだったと思います。先ほどの千綿委員の質問と重なりますけれども、一つ、その当時の総務部長からの指示で、どうもその上、副市長、市長まで情報がいっていなかった

た部分も一つあると思いますので、組織としての情報共有、ここも大きな課題の一つかと考えて、そこは組織としての動きを取り戻すような再発防止策、これに取り組んでいきたいと思っています。

○江頭委員

このコンプライアンスの私、3点目の質問になるんですけど、18ページですか、当然この健全な職場環境の醸成ということで、もう全く担当の部長が知らぬ間に部下の課長が知っていたとかですね、あり得ない状況が今回この一件ですと明らかになったということ、当然、これ多分もう部長にこの質問しても当然これは、風通しのよい職場づくりというのにも完全に違っていますので、本当に当時の畑瀬部長を中心に行った一連の——風通しのいいどころか職員間の課題や問題を共通認識というのは、もうほとんど担当の部長もできていなかったようなことが明らかになったのも事実なんですよ。

とりあえずそのことについて、ここの部分について部長の見解をまず述べていただきたいと思っています。

○池田総務部長

そうですね、風通しのよい職場、今回の件、先ほどから私も何遍も言っています。組織としての動きができていなかった。畑瀬副市長中心の動きになったということはもう反省点の大きなところがございます。なので、情報共有、そういったのを含めて健全な職場環境の形成に努めていかなければならないというふうに考えております。

○江頭委員

私がきょうこの会議に臨むに、このコンプライアンスの基本方針、今大きく3つ指摘をしました。このほかにも部長として、今回の一件についてこの基本方針に大きく逸脱している部分があるのかどうか。私たちは今回初めてこれを提出されて見たわけなんですよ。でも、あなたたちはずっと毎年この基本方針に沿って研修も受けている。それで、この一件について、私がきょう指摘した3点以外にどこかにまだあるのか、その辺は精査されたと思いますので、この部分もそうです、この部分もということであれば、お答え願いたいと思います。

○池田総務部長

すみません、その3点と重なるかもしれませんが、やはり大きな問題としては組織的な動きができなかったという点、それから説明責任が果たせなかった点、職場間、部の間ですかね、情報共有ができなかった点だと思っています。

○江頭委員

要は、今回、倫理問題にしても、このコンプライアンスの基本方針にほとんどこの一件は逸脱していたというふうに私は思うんですけど、部長全体を通して、今回のこの一連の流れをこのコンプライアンスの基本方針に——もう今私が挙げただけでも3つですよ、大きく。完全に今、お認めになったのがですよ。こういう状況というのはあり得るのかって

ということですよ、正直なところ。きょう委員のいろいろな細かいところもあるんですけども、きょうこれに照らし合わせてもこれだけの部分に逸脱しているということについてどう思われるのか、お答えをお願いします。

○池田総務部長

御指摘の点については反省して、もう二度と起こさないような形を目指すしかありませんので、今後の検討、それから再発防止策を含めて、組織としての市民、議会の信頼を得られるように努力していきたいと思っております。

○江頭委員

済みません、小さいことなんですけど、これ2ページになりますかね、基本方針の位置づけのところに「各所属にあつては、必要に応じて固有事項を加えて所属ごとの方針をつくり」、これ作られているんですか。2ページの下から4行目。各所属にあつては……。

○山下伸二委員長

3基本方針の位置づけのところの下から4行目です。

○江頭委員

「必要に応じて固有事項を加えて所属ごとの方針をつくり」というのはつくってあるのか。

○池田総務部長

この方針が基本的なものでありまして、これに加えて固有事項を加えて方針をつくるという、いわゆる努力義務的なものでございます。総務部につきましては、このコンプライアンス基本方針、特に加えることもなく基本的なこの基本方針を所属職員への周知事項というふうにしております。ほかの部が所属毎の方針をつくっているかどうかについては、済みません、確認しておりません。

○山下伸二委員長

部長、それは基本方針をつくって、この中に書いてあるのであれば、総務部でつくっていないということは把握をされていても、所管の部長が、つくっていないならつくっていない、どこの部署についてはこういうのをつくっているということは、これはやっぱり把握をされているべきだと思いますよ。そのことは指摘をさせていただきます。いいですか。

(発言する者あり)

これは私のほうから指摘をさせていただきます。まず確認をしてください、これは。各部でつくっているかどうか。

(「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり)

○千綿委員

部長、ちょっともうそもそも論。一番最初の畑瀬当時総務部長が10月の下旬にプライベートで昼食を食べられていますよね。その中で出たという話じゃないですか。プライベートの中で話が出ているんですよね。本来、サガン鳥栖には昨年度決算340万円の支援事業

費が出ていますよね。担当部長がその補助金を出している企業の社長とプライベートで会って依頼を受けたということに関して、コンプライアンス上、もしくは職員倫理上どう思われますか。

○池田総務部長

そうですね、誤解を招かないような形にしておかなければいけなかったのかなと思います。友人同士のつき合いがある分については、それが即座にいけないということではないんですけども、市民の方、議員の方々から見て誤解を招くような形ではいけなかったのかなというふうには思います。

○千綿委員

実際、お二人で会われたのかどうかわかりませんが、実際に支払いなんかもはっきりわからないじゃないですか。実証可能じゃないわけですから、そういう疑義がやっぱり出てくるわけですよ。

しかも340万円というお金を補助金として出している相手先ですよ。例えば私もPTAの会合にも市からの補助金を29万円ほどもらっていますので、大会とかには呼びます、総会とかで。教育委員会とか、そういった形で呼びますが、それはあくまでもそういう総会とか歓送迎会とか、もちろん会費を払われて参加をされています。そういうのは別に私はいいと思うんですよ。当然来賓として呼ぶわけですから。ただ、プライベートで会うということに関しては、やっぱり市民からすると疑義を抱かれるというのが僕は大きいと思うんですよ。特に補助金を出している総務部長として、所管のサガン鳥栖支援事業という340万円の補助金を出している会社ですよ。そこは、僕は好ましくないと思うんですよ。そういうところも含めてコンプライアンスの徹底という部分ではやっていかなきゃいけないと思いますが。

○池田総務部長

職員への周知、その辺も含めて行っていきたいと思っています。

○重松委員

5ページの基本的な事項の②のサービスの宣誓、地方公務員法第31条ですけども、このサービスの宣誓に違反した場合は、やはり懲戒処分の対象になると思うんですよ。この辺が上司の職務命令、服従義務の履行を拒否した場合は、職務命令に対しての公務員の一時的なサービス違反となることも考えられますけれども、例えば法に違反したような上司の職務上の命令に対して職員が服従する義務があるかということ、いくら上司でも上司の命令といっても、職務命令の内容の違法性を主張して、懲戒免職等を否認してもらおうという形もできるんじゃないですか。今回これに当てはまる面もあるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺、どう思いますか。法的に見てですよ。すべて上司の職務命令には服従しなければいかんのですか。

○池田総務部長

法的に違反するような上司の命令に従わなくてはいけないかという御質問でしょうか。  
(発言する者あり)

○山下伸二委員長

そっちで勝手にやり取りしないでください。挙手をして、もう一回お願いします。

○重松委員

今回の件も、法に違反しているかどうかわからないですけど、それに近いような状況じゃないですか。そういったときに幾ら上司の命令といっても、その服従義務が職員にあるのかですね。そこら辺ですよ。

○山下伸二委員長

この宣誓のところと重なるんですかね。

○重松委員

サービスの宣誓、地方公務員法31条。

○山下伸二委員長

その中に上司からの指示に従わなければならないということが入っているのかどうかということですかね。質問の趣旨がちょっとよくわからないんですけど。

○池田総務部長

違法な上司の命令に従わなければいけないかという御質問であれば、それは従わなくてもいいという規定がどこか、済みません、急には、私は覚えていませんけれども、むしろ従ってはいけないことだと思います。

○重松委員

今回は上からの命令、すべて命令、それが違法じゃないかもわからんけれども、実際はこういった結果になっているじゃないですか。じゃあ、何で拒否しなかったんですかね。そこら辺です。

○池田総務部長

そうですね、その辺が今回の大きな問題だと思います。先ほどの風通しのいい組織ですとか、下から上へものを言えないという部分ですとか、その辺がないような、組織として動けるような組織とするというところが一番大きな今後の目指していくべき方向だと思っております。

○富永委員

このコンプライアンス方針を見せていただいているんですけども、至るところにコミュニケーションの大切さという、コミュニケーションに対しての重要性が述べられているんですけども、例えば18ページの健全な職場環境の情勢の中に、「職員が自らの悩みなどについて、気軽に相談できる雰囲気醸成しましょう」と書いてありますが、なかなかこの辺が、副市長は、自分のプレッシャーがあったのではないかとおっしゃっていましたが、その辺が機能していなかったのではないかと思います。

またその下ら辺にも、「職員同士が互いに何でも話し合える雰囲気づくりに努めましょう」という、その辺のコミュニケーションの機能が働いていなかったということも、この辺の大きなこれからの再発防止策の中に盛り込んでいくべきかと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○池田総務部長

ここにも書いておりますけど、やはり職場の雰囲気、もう管理職の心がけというところが一番大きなところだと思います。規定をどうつくるのかというよりも、管理職、監督職のマネジメント、組織全体として見ればガバナンスの問題だと思いますので、研修、それから職員への周知、そういったところで健全な職場環境をつくるような組織づくり、ここに努めていきたいと思っております。

○野中宣明委員

再度確認ですけど、先ほど川原田委員のほうからやり取りがあっていましたが、市民の疑惑を招く行為の禁止ということなんですけれども、これは今回の一連の副市長の行為はこの分に当てはまるということで先ほど認められたということですね。ということは、これコンプライアンスに反しているということではよろしいんですね。

○池田総務部長

そこは副市長も折々申し上げていたと思います。市民の疑惑、不信などを招くような行為であったということでございます。

○野中宣明委員

畑瀬副市長の当時総務部長であったときの行為はコンプライアンスに反しているということであれば、これは相当な厳しい処分があるということで踏まえていいんですか。今の佐賀市の状況からいきますと。

○池田総務部長

今回の問題点を考慮の上で相応な処分案になると思っております。

○野中宣明委員

これまでこういったコンプライアンスに反していたということで処分等はこういったものがあつたんですか。ちょっと参考に教えていただきたいんですけど。

○大野人事課長

直近ですと昨年度、平成29年度に保育幼稚園課のほうで補助金の支給の誤りとか、そういった部分で処分を行っております。

○山下伸二委員長

どういった処分だったかわかりますか。

○大野人事課長

当時の部長のほうには戒告という処分をしておりますし、担当職員のほうには厳重注意ということで、文書や口頭での注意を行っております。



○野中宣明委員

一番嚴重な処分、最高の処分といたしますか、厳しい処分はどういったものなんですか。ちなみにこれまでそういうのが適用されたかどうか。

○大野人事課長

不適正な事務処理の部分での処分等においては——一番ひどいもので免職とか停職とか減給、戒告とかありますけれども、不適正な事務処理に限って言えば、戒告のほうが一番大きい処分となっております。

○山下伸二委員長

これまでさまざまな事務処理等についても執行部の皆さんから聞き取りしてきましたけれども、その中でもやはりコンプライアンスに反していただろうということは明らかになっていったと思います。きょう改めてこの基本方針と照らし合わせて、市民の疑惑を招く行為だったということを認められましたので、その点については後ほどまた委員間討議の中で今後の取り扱いについて協議をさせていただきたいと思っております。

ちょっと私から一つ質問します。

このコンプライアンス基本方針、21年につくられていますけれども、見直しはまだ行われていませんよね。それで、もちろん、基本的にこういったコンプライアンスは普遍的なものだと思うんですけれども、例えば平成26年4月にまちづくり自治基本条例が制定されています。これは非常に大きな条例です。こういった機会をとらえて、こういった指針についてもベースはベースとしながらもそういった倫理を盛り込む。盛り込むことによって改めて市の職員の皆さんに周知をすることによって、コンプライアンスに対する基本的な考え方を再徹底するという考え方も必要だと思いますけれども、その辺の見直しなり強化なりの考え方はありますか。

○大野人事課長

見直しはやっておりません。ただ、今回の件を踏まえまして、まずは改めて職員一人一人がもう1回、コンプライアンスについての意識、重要性をしっかりと理解することが必要であるというふうに考えておりますので、今後具体的な対応策を検討していく中で見直し等についても検討していきたいというふうに考えております。

○山下伸二委員長

ぜひお願いします。やはり文書があるだけでは、何にもなりません。このことを徹底していただくことによって、初めてコンプライアンスというのは生きてきますので、ぜひその点については検討をお願いしたいと思います。

それでは職員の倫理については以上で終わりました、前回の委員会の中で今回の一連の予算が2款総務費、1項総務管理費、8目の財産管理費の中で流用されているということが、これは決算ときに明らかになってますけれども、今回の一連の改修が市長も認められるとおり、修繕ではなく、改修もしくは新規工事に近いものであったということが執行部

のほうから話をされていますけれども、この財産管理費からの流用が妥当かどうかについて、前回野中委員のほうから確認がございました。これについて、改めて財政課になるのかな、ちょっと改めて確認させていただきたいと思っておりますけれども。

○大久保財政課長

今回8目の財産管理費の中で目内での流用をさせていただいたというものでございまして、財産活用課で予算を執行する場合のものということですので、財産管理費そのものは、目の中というのはそれでよかったのかなと思っておりますが、ただ、それの中の普通財産等管理経費という通常維持関係の経費の中に入れてしまったということがちょっと見えにくくなってしまったというのは考えております。

○山下伸二委員長

目内での流用とか、見えにくさとかではなくて、そもそもこの目でこの工事を行って良かったのかということなんですね、根本的に。財政課としては恐らく処理上問題がなければ事業の妥当性とかについては、なかなかそこまでは前回の委員会の中では判断できないということでした。原課のほうの判断ということでしたので、これは総務部長にお伺いしないといけないのかな。

そもそも今回の一連の改修が財産管理費という目の中で行われていたこと自体が、これが妥当だったのかどうか。これについて前回は質問がございましたけれども、改めて確認させていただきたいと思っております。

○池田総務部長

普通財産管理経費という事業の中で今回されておりました。当初修繕的なもの、床の磨き、修繕的なものということであればよかったんでしょうけど、結果的に3,000万円、それから耐震工事とかまで含んだ工事に結果的になりました。後から振り返って見ますと、ちょっと普通財産の管理経費というところだとどうだったのかなというところはあります。

最初からこういうことであれば、別の事業を改めて立てるということもできるわけですので、そうしておくべきだったのかなというところはあります。ただ、財産活用課で行う事業になりますと、この目の中でしなければいけない。普通財産を持っているのは財産活用課ですので、そういった経路で行くとこの目でしなければならなかったのかなと。

ただ、新規の事業を立てるという方法も、後から考えてみますとあったのかなというところではあります。最初から大きな改修事業というところで立てて、そこに予算を流用するという方策もあったのではないかなと思っております。

○山下伸二委員長

当時は妥当と判断したけれども、振り返ってみればこれだけの維持管理ではなくて耐震工事も行っているわけですから、別の目を起こすなり何なりすべきだったのかなという、そういうことですが、野中委員いかがですか。

○野中宣明委員

そもそも論で、当時はやっぱり補修レベルという感覚が強かったからこういう流れになってしまったということですかね。今の総務部長のお答え聞いていると、そもそもだとこれは新規の事業の取り扱いになるということの考えを、前回から——きょうも言われているんですね。そういうことですかね。

○池田総務部長

方法論として、そういう方法もとれたっていうところですね。現実には、財産活用課の中で、普通財産を対象として行う事業は、普通財産管理経費、これしかないわけなんですけれども。なので、迷うことなく、そこに流用をして、今回の事業を行ったということだと思います。

ただ、3,000万円を超える事業、それから耐震工事まで含んだ事業だったということを考えてみると、普通財産管理経費となりますと、旧富士小の改修工事とかの名称が出てきませんので、新たに目の中に新規事業といいますか、事業立てをして、そこに流用するという方法もあったのではないかなとは思いますが。

○野中委員

いわゆる、もう異例ということですね。財政課長にお聞きしたいんですけども、通常だと、これは異例ですよ。

○大久保財政課長

通常、この時期といいますか、このタイミングで、こういった大きい改修といいますか、3,000万円という部分で、流用でやるというのは、金額的にもやっぱり異例なことだったというふうに考えております。

○野中委員

そうすると池田部長、これは異例で、いわゆる畑瀬前総務部長の指示のもとに、もう流用が取り込まれているっていうことなんで、これはやっぱり相当責任重いですよね。どうですか、その異例なことを起こしたということの結論は。

○池田総務部長

はい、異例なことで、畑瀬部長からの指示で行ったというのは、畑瀬副市長本人も認めていらっしゃるんですね、そこは。責任は畑瀬副市長にあると思います。

○山下委員長

前回出していただいた資料を見ても、目内流用を過去5年間分だしていただきましたけれども、それを見ても、今回の事業は突出して、ちょっと違和感があるというのは委員の皆さんも御指摘をされてますので、今、部長のほうからも異例の事であったということでございます。ほかに何かございませんか、この点について。

○重松委員

先ほど来出ていますけれども、今回の体育館の改修工事は、普通財産等管理経費で執行

されたわけでございますけれども、やっぱり実行項目の主旨は、市の資産である建物とか設備の破損とか、劣化を補修するものに使われる経費だと思っただけですね。しかるに、この工事の本質は、市がいかにか補修の範疇であったと釈明しようとも、報道等においても既には明らかになっているように、緊急補修を行う必要性が認められるものではなかったわけですね。

また、既に決算審査において畑瀬副市長も、また一般質問において池田総務部長も、この件についてはプロバスケットチームの要請に基づき、そのスケジュールに間に合わせるために行った。いわば、1民間団体に対する便宜供与であるというわけですよ。1民間団体のために、予算流用、特別な計らい。この公金を、市民の税金をこういった形で使うというのは、違法性はないんですかね、ここら辺は。

○池田総務部長

工事自体は、富士小利活用計画の中で体育館も入っておりましたので、加えまして、床とかはやはり、かなり老朽化をしておりましたので、改めて体育館として利用するならば、手は入れざるを得なかったというふうな考えでございます。

ただ、それは富士小学校全体の利活用計画、来年から工事入りますけれども、その中でする予定だったんですけども、バルーンズの件がございまして、バルーンズの練習に間に合わせるように、その分を前倒しといいますか、1年早めて実施したというところでございます。なので、決して、しなくてよかった工事ではないというふうに思っております。

○山下伸二委員長

いや、ちょっと今やっているのはこの目内で工事をしたことの妥当性ですので、違法性かどうかというのは、ずっと今まで議論をしてきて、執行部のほうとしては違法性はないという、そういう説明を今までしていただいておりますので、ちょっとこの目で今回の工事をしたことについての妥当性、それについての議論を絞らせていただきますので、済みません。

○江頭委員

先ほど話聞いてて、野中宣明委員の質問で、要するにこの目の中での流用、これはもう異例のことだったということをお認めになったわけですよ。この流用は法的には全然触れていないけれども、結局は異例中の異例で、最初、発端はあの起案書にバルーンズなんか一言もなかったんですよ。その起案書に基づいてこの流用が行われたんじゃないですか。ということは、当時の畑瀬部長の個人的な感覚でもってこれが行われたと見るのが妥当だと思うんですけど、その点いかがですか。

わかりますか、私が言っているの。要は、起案文そのものを見て流用が行われたんですよ。でもそこにはバルーンズはなかったんですよ。後で畑瀬副市長がここの場でいや、バルーンズのためにやりましたということをお口頭で述べられたんですよ。わかりますか。

要はその流用は異例のことだったとこういう一連の調査の中で言われました。ということは、裏を返せば、当時の部長が勝手に流用をブルーナーズのためにやったというふうに取りられてもいたし方ないですよという質問です。

○池田総務部長

勝手にといいますか、流用の前には市長のほうに確認はとられているというふうに経緯のところでも聞いております。

○千綿委員

さっきから言われている、本来新規事業であったほうが好ましいというのは後からと言われるんですけども、財政課長にちょっと見解を聞きたいんですが、実際さっき総務部長の答弁では3,000万円かかって、後でも使うから大丈夫だという話だったんですけど、そうしたら、本来企画調整部で考えられていたのは、過疎債を使おうとされていたわけですね。過疎債でやっていれば、7割ですから、約2,000万円の交付金が来ているわけですよ。その2,000万円が来ないわけですよ、市単独ですから。そのチェックは、もちろん項目もなんですけども、そういうチェックはされていないんですか。

本来、これは通常どおりの計画であれば過疎債が来たのにもかかわらず、早まって流用でしたら過疎債が来ないという部分のチェックというのは効かないんですか。

○大久保財政課長

富士小跡の計画そのものは、当時基本構想という段階で、具体的にどういう工事をして幾らかかるといところまでまだはっきりと見えていない段階でした。ですから、原課としてはこれに過疎債をという話をされてありましたけれども、具体的にどこまで当たるか当たらないかという、そこまでの精査はまだ実はできていなかった段階です。

その中でこの流用が来たということで、本来、全体富士小全体の整備の中に入れておけば、恐らく過疎債に当たったかもしれませんが、当然流用ということですから、予算にも上げませんので、過疎債という起債をするという自体がもうはなからちょっと抜けてしまっていたというところですので、今回そこまで厳密に、本来補正で組むのであれば、財源はどうかというのは我々見ますので、そういう気持ちでそこまで見ていけばそういった議論で過疎債を取れなくても進めるべき案件かという議論ができたのかなと思いますが、そこまでの考えに当時は思い至らなかったというところがございます。

○千綿委員

当初はいいですよ。そういうチェックを体制があるのかということなんですよ。財政課がそこをチェックしないと誰がするんですか。例えば、担当課が来て予算流用でやりませ、でもちょっと待ってくださいと。企画調整部とも話をして、例えば本来過疎債であったけれども、それよりか緊急性が勝るといことが議論の中であって初めて執行できるはずなんですよ、本来であれば。でも、つくることありきだから、そのチェックが効いてないんですよ。ですよ。それで、仮に住民監査請求か何か来て、2,000万円の過疎債充

当分のやつをどうするんだという話になったときに、チェックがされてないんであれば負ける可能性もあるということじゃないですか、ある意味。

○大久保財政課長

ちょっと仮に話になってしまいますが、当時どういう改修をしようとしてたのかというのが、ちょっとまだはっきり見えてなかった感じなので、具体的に富士小の全体整備の中で、体育館をどこまで整備して、じゃあ、これに幾らかかって、過疎債がいくら充当できるかっていうのは、個別に協議をしないといけない部分がありますので、まだそこまで見えてなかったということです。ちょっと仮の話になってくるのかなと。

○千綿委員

だからそもそも起案文に、見積もり金額とか通常は載っているにも関わらず、今回は載っていないじゃないですか。載っていないということは議論のしようがないということです。方向だけ決めて突っ走ってるということになるじゃないですか。だから、そこが問題だと言ってるんですよ。要するに上からトップダウンで来ているから、何もチェックが効いてないってということじゃないですか。

○大久保財政課長

確かに、当時の畑瀬総務部長からの案件ということで、そのチェックが甘くて、そのまま進めてしまったということは反省をしております。

○野中宣明委員

確認で。先ほどの江頭委員とのやりとりの中で、池田総務部長にお聞きしたいんですけども、流用の前に市長に確認をとられていたということをおっしゃいましたね、今。いや、おっしゃられたんですよ、メモを書いたんですけど。それで、市長の認識なんですけど、記者会見で言われてたんですけども、修繕的にとらえていたと。予算も300万円ぐらいってということもはっきり言われてるんですよ。ということは、当時の畑瀬総務部長は、市長に恐らく金額を言われてないですよ。ということですよ。

○池田総務部長

はい、そのとおりです。

○野中宣明委員

そうすると、その流用の確認は取られているって、これ完全に畑瀬副市長がもう独断で流用されたと、もう異例のことをされたってということになりますよ。

○池田総務部長

そうですね。流用の決裁自体も総務部長決裁の範疇ですので、副市長、市長に金額の情報も上がって行っておりません。

○野中宣明委員

そうすると、自分の金のごとく、湯水のごとく使われたということになりますよ。ルールを無視して、異例なことをやられたということですから、その認識をお聞かせください、

市として。

○池田総務部長

決裁規定自体が、そうなっていたんですけれども、やはりそこは市長、副市長にきちっと金額まで伝えた上で進めていくべきだったというふうに思っております。

○山下伸二委員長

よろしいでしょうか。総務部長もなかなか苦しいお答えです。もう総務部長からの発言は、これぐらいまでしかできないかなというふうに判断させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本日の執行部への質疑はこれで終了させていただきますので、執行部の皆様は退席をいただいて結構でございます。お疲れさまでした。

10分休憩をとりまして、10時半から再開いたしますけれども、日程がわかるもの改めてお持ちください。それと、休憩後はこの前話をしてましたとおり、副市長に対して今後ヒアリングをしていく項目について、皆さんと委員間討議を行いたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。休憩に入ります。

◎午前10時20分～午前10時30分 休憩

○山下伸二委員長

それではただいまから総務委員会を再開いたします。

まず、本日の調査を受けまして、皆様からの所見をまずお伺いしたいと思いますけれども、御発言がある方は挙手をお願いいたします。

○川原田委員

今執行部とのコンプライアンスについてやりとりをやっていると、私、部下の職員は、ある程度コンプライアンスをきちっと守っていて、守ってないのは、理解してないのは、あなたたちじゃないのってというふうな率直な感想を持ちました。執行部のほうが、私はほとんどコンプライアンスを理解してないのか守ってないのか、私は今のやりとりの中でそういうふうな印象を受けたというのがもう率直な意見でございます。以上です。

○千綿委員

国家公務員には倫理規程というのがあって、結構やってはいけないこととかがずっと書いてあるんですが、コンプライアンスの基本方針の中だけでは僕はいけないのかなと。だからやっぱり規程をつくる。例えば、佐賀市の職員の倫理規程というような形で、実際に議員も倫理規程は条例としてあるわけですから、そこはやっぱりつくるべきじゃないかなっていう気がしました。というのは、やはり通常の業務では下から起案が上がっていく中でチェック機能が効いてるんですけど、上からいくと機能が果たせないようなシステムになっているんですね。ですから、そういうことを含めて考えると、やっぱりチェックをしていくっていう部分は、当然必要だと思うので、佐賀市の職員倫理規程なり、職員倫理条例なりという部分をつくっていくべきではないかなという気はしました。

○野中宣明委員

コンプライアンスの、いわゆる市民の疑惑を招く行為の禁止ということで、これはもうはっきりきょう言われたことは、畑瀬副市長本人も佐賀市としても、その行為に合致すると認められたということを言われましたし、このことがコンプライアンスに対して違反しているということも、きょうははっきりわかったと思います。

○重松委員

トップダウン方式で、一部の人しか知らないことを考慮して、はっきり言って、闇の情報交換みたいな、これで本当に、市職員のコンプライアンスが遵守されてるのか疑問に思いました、今回ですね。

○江頭委員

罰則規定はないわけなんですけれども、もうこれだけこの基本方針に逸脱している。きょうちょっと問題にならなかったのは、服務規程の中に営利企業等の従事制限、これも指摘されていますよね。新聞記事にも載りました。もうこれも完全な公務員法的に、これこそ法的に係るものというところがあるんですよね。そういう、この一連にして、この基本方針の中に逸脱してるっていうことは、もう明白なっちゃったということですね。それをどう市長が判断をされるかというところを、私たちは注視するしかないかなというところです。

○山下伸二委員長

コンプライアンスの基本方針ですので、罰則がないとかそういったことがありますし、やっぱりこの前気になったのが、若い職員の方は、流用はあり得ないという発言をされてるのに上のほうにいくと、やはり流用していると。こういったコンプライアンスというものが、やっぱり形骸化してるのは間違いないのかなという感じは確かにいたしました。

○野中宣明委員

まず予算流用は、今回の目内流用に関しては、これはもうお認めになられたんですけれども、異例という一言でございました。この異例なことにつながったのは、畑瀬氏の指示ということで、それも責任があるっていうことも明らかになりました。

もう一つは、時系列の12月22日には、財政課長から畑瀬総務部長へ流用の確認をなされておりますけれども、そのときにこの時点では既に財産活用課からおおよそ2,000万円かかる工事だっということの金額も、おおよその金額が出ていたということは、前回はっきりしておりますので、そういう金額がわかっていながら、この流用する前に市長、副市長に確認をとられたということを言われましたけれども、その中で畑瀬前総務部長は金額を言われていなかったっていうことも、先ほど言われました。ということは、市長、副市長も当然300万円くらいの修繕的な工事という認識であったからこそ、流用がまかり通ったということでありましてけれども、通常、そこできちっと金額が2,000万円ぐらいとか、そういったことを言っていれば、これはもう当然チェックがかかっていると思います。財政課ではかからなくても、副市長、市長が当然チェックをかけてあるべき話であったと思



ますけれども、それがなされてないということは、これはまさに金額を言っていないで、勝手に流用を当時の畑瀬総務部長がされたという事実でありますので、この責任は重いんじゃないかというふうに思います。

#### ○千綿委員

流用に関して言うと、当初から私も言っていますように、過疎債が使えたにもかかわらず、急いだ関係で使えなくなったということに関して言えば、本来入るはずの——対象がどこにまでなるのかわかりませんが、3,000万円で計算しても7割で2,100万円になるわけですけども、その2,100万円が、本来もらえたかもしれない交付税がもらえなくなったということに関して言えば、やっぱりそこの整合性といいますか、2,000万円を市が単独で払っても価値があるのかっていう議論とかがされてないと思うんですね。

だから、その件についてはやっぱりもう財政課でも総務部長から言われれば、上位者の言うことは聞かなければいけないということになるでしょうから、言えなかったのかなという気がしますが、やっぱり、ここも含めて市長にメリットもあるし、デメリットもあるんだっていうことをちゃんと説明してから決裁をもらうべきだと思うし、本来やっぱり市長と総務部長だけの話で済む問題じゃないと思います。だから、情報の共有とは出てますが、今は経営戦略会議があるのかどうかは知りませんが、やっぱり部長がみんな集まってそこで決定していく部分だろうと私は思います。

#### ○重松委員

ブルーナーズへの便宜供与という本質に鑑みれば、例えば、ブルーナーズのスケジュールに合わせなくとも議会にやはり説明して議決承認を得てから補正予算によって費用を調達して、入札による公正な工事発注にすべきだったと思うし、また、富士小跡地の基本構想との整合性も整理して、議会にあわせて報告すべきだったというふうに感じました。

#### ○山下伸二委員長

よろしいですか。やはり、明らかになったのが1月5日の方針決定については市長決裁なんですけれども、12日の予算流用については当時の部長決裁ですので、十分そこら辺のところは市長まで金額的なものは言っていなかった。もし仮に、市長がこの金額を知っていたらどういう判断されたのかなというのは、非常に疑問が残るところでございます。そこら辺の決裁のあり方についても、そもそも予算流用が正しいのかどうかということも議論になっていますけれども、その辺についても非常に疑問としてはあるのかなというふうに思います。

それでは、本日の所見を伺いましたので、前回の委員会におきまして、次の委員会におきましては、畑瀬副市長に出席いただいて、畑瀬副市長へのヒアリングということになりますけれども、どういった項目を聞くべきか少し整理をさせていただきたいという話をしていましたので、恐らくまだ会派内で話をされてないかもしれませんが、発言があればお願いしたいと思います。

○千綿委員

すいません、聞くべき項目はまだ全部挙げてはいないんですが、逆にそれを絞っていただくと非常にちょっと議論がしにくくなるという気がするのです。ただ、とりあえず、今度呼ぶ前にちょっと私も私なりに整理をしたいんですが、副市長に聞きたいことを自分たちの中でちょっと箇条書きでも書いていきたいと思ってますので、これとこれとこれということで絞らないでいただければなという気がします。

○山下伸二委員長

絞るつもりは全くございません。ある程度、皆さんが挙手をしてどっと出ると整理がつかないかと思いましたので、まずは皆さんから出していただいた項目を私のほうからこういう質問がありますけどどうですかと質問させていただいて、その後皆さんからももちろん、やりとりを受けても結構ですし、それぞれ思っただけのことでも結構ですので、そういったやり方をしないとちょっと整理がしにくいなと思ったものですから、こういったことをポイント的に聞くべきではないかということ、事前に皆さんと議論をできればなと思っていたんですけれども、特にそういった整理はせずに、皆さんからの挙手を受けて副市長へのヒアリングを行うということによろしいですか。

○江頭委員

私も考えていたんですが、余りにもきちっと項目を立ててやると、模範解答づくりができます。これは非常に、やっぱりその場での臨場感も出ませんので、正直ランダムな形でやろうとは思いませんし、それは委員長の指揮でもって采配してもらって結構ですけど、それなりに今までの一連の流れの中で、ずっと項目を立てたことを基本に、本人にいろんな質問をしていきたいと私は思いますので、事前に出されると、向こうもそれを知ると今度はこれについてはこう答えようという形ができ上がりますので、模範解答はこの調査では好ましくないのではないかなという考え方です。

○山下伸二委員長

はい、わかりました。事前にどういうことを聞くか分かると、向こうのほうで準備をするだろうということ、確かにその点についても委員の皆様のおっしゃるとおりかと思いますので、じゃあ、特に本日は、項目を整理するということはせずに、次回については皆さんからそれぞれ御質問をお受けしていくということでさせていただきたいと思うんですけれども、順番を決めさせていただいてもいいですか。聞いていく順番。委員会の皆さんの発言。1項目ずつ、まずそれぞれ質問を受けてやりとりをする。関連がある場合は、関連を受けて質問していくということで。順番については、4常任委員会の連合審査がありますけれども、そのときは副委員長は最後にさせていただいて、千綿委員、江頭委員、川原田委員、野中委員、重松委員、富永委員という順番になっていますので、その順番で皆さんから1項目ずつ質問を受けていくという方法をさせていただくか、もう挙手で早い順番にさせていただくか。

○千綿委員

要は、最初に経緯を出してもらったじゃないですか。あの時系列でいったらどうですか。その時系列でずっと追っていくような形で、そのときの質問をしていく。例えば、10月下旬に会われたのが最初ということだったと思うんですが、そこら辺も含めて、ずっと時系列で質問をしていくっていう形のほうが一番いいのかなという気はするんですが。

○山下伸二委員長

11月5日付けですけれども、その時系列でいくこと自体は構わないと思いますけれども、例えば、10月下旬、竹原社長と会談をされてますけれども、このときにどういう発言をされたんですかとか、そういった項目ごとで切っていいですか。

○川原田委員

それも一つの方法かもわかりませんが、やっぱり今回の件について各委員がおのおの個々について、いろんな疑念を抱いている。私はそういうふうに思っているわけですよ。だから、そこについては、ある程度フリートークで私はいいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。そして、例えば、お隣の千綿委員が質問されたことについて、私もそこは非常に問題があったということになれば、当然関連質問という形で進めていけばいいのではないかなというふうに思いますけれども。余りしゃくし定規にきちっとやる必要もないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか、千綿委員。

○山下伸二委員長

確かにそれも一つの方法だと思うんですね。ただ、例えば事務処理等であれば系列を追っていったほうがわかりやすいんですけれども、今回の件につきましては、畑瀬副市長に聞く場合、ほぼポイントがあるでしょうし、そこから派生してくる分については、経過の中で経緯をたどるところもあると思いますので、恐らく、しても後に戻ったりするのかと思いますので、そういったとらわれずに、フリーに皆さんから質疑を出していただいて、ただ、発言を誰から先にするかというのは、非常に難しい問題ですので。恐らく、千綿委員を一番最初と言ったので……

(発言する者あり)

挙手をされると、誰から当てるかによっても、ちょっと委員長としても誰を当てるかが非常に悩むところなので、事前にそういった順番で一人お一人、お1人1項目で質疑をさせていただくほうが、すいません、こちらのほうとしても議事録を後で確認するときに、やりやすいので、そういう仕方をさせていただきますかということでお諮りをさせていただいてるんです。

○野中宣明委員

いや、整理する意味では、その方がたぶんやりやすいかなと思うんですけども、例えば、確認ですけど、1人ずつ順番でやっていったときに関連が出てくるんですけど、そこら辺はどうつなぐようなイメージなんですか。

○山下伸二委員長

関連については、関連はずっと受けていきます。基本的には、お1人発言いただいたら、そのやりとりをしていきます。それで、これ以上ないということであれば、それに対する関連というのは、もちろんほかの委員の皆さんから受けていきたいというふうに思いますけれども。

○野中宣明委員

それで、項目はなくてフリーということですね。

○山下伸二委員長

できれば、ある程度項目をいただいて、私のほうからこういう質問がありますがどうですかという質問をさせていただいて、それで質疑をしていく、それで終わった後にまた委員の皆さんから改めて質疑をいただくという方法のほうが議事録の整理も含めてやりやすいかと思ってましたけれども、もう事前に項目の整理は必要ないということでしたので、それぞれ委員の皆さんから発言をいただく。ただし、どなたが一番最初に手を挙げるかとか、どなたを指名するかというのも、非常に委員の皆様も、いろいろ悩まれるところだと思います。委員長としても誰が一番最初に指名するかというのは非常に悩みますので、そういった整理をさせていただければ、項目は特に、事前に委員間協議をせずに、順番で委員の皆さんから1人1項目ずつ質疑をいただくという方法でさせていただければ、非常に委員会としても、やりやすいかなと思いますので、そういった方向でさせていただきたいということを、ぜひお願いしたいというふうに思いますけれども。

○川原田委員

今委員長の方から、1人1項目と。じゃあ、1項目終わったら次の質問はできないということですね。

○山下伸二委員長

そういうことはございません。まずは1項目ずつ行って、まだほかにあればもちろん——例えば1人に5項目、6項目あるかもしれませんし、ただ、ほかにもダブる部分があるかもしれませんので、まずは1人1項目ずつずつ行って、まだ漏れてるところがあれば、その後は皆さんから挙手をしていただいて質問をしていただくと。

○川原田委員

ということは、1人——例えば、私は山ほどたまっていますけれども、1時間でも問題ないということで、確認をとっていいわけですね。

○山下伸二委員長

当然でございます。特に時間が1人1時間でなければならないということはいたしませんし、場合によってはお1人の質問で、それに対する関連質疑があれば、それで数時間、もしかしたら1日かかるかもしれませんけれども、そこは1時間だったので、ここでやめますとか、そういったことはありません。もし、議論が同じようなことになれば、委員長とし

て整理をされていたことはありますけれども、質疑を途中で時間が来たから打ち切るということはないというふうにしたいと思っています。そういう整理でよろしいでしょうか。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

それでは次回は畑瀬副市長にお越しいただきますけれども、今度来ていただくのは畑瀬副市長だけでよろしいですかね。池田部長……副市長だけでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では副市長のみに出席いただきたいというふうに思います。

ちなみに、次回の委員会に向けて、資料請求はありませんか。

ないですかね。

それでは、次回の委員会ですけれども、いかがいたしましょう。できれば年明けにさせていただきますと思いますけれども。

（「4日以降でしょう。」と呼ぶ者あり）

○山下伸二委員長

4日は賀詞交換会が入っていますので、7日の週になると思います。10日はいかがでしょう。

（発言する者あり）

副市長の日程を確認しますが、とりあえず10日ということではよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

9時からしましょうか。

（発言する者あり）

もしかしたら1日で終わらないかもしれません。夕方18時から副議長の公務が入りますので、それに間に合うように、この日は終了する方向で委員会を進行させていただきますので、終わらなければ、また、改めて日程調整をさせていただくということをお願いいたします。今、副市長の日程を確認していただいていますので。

副市長もオーケーだそうですので、1月10日9時からということで調査をさせていただきます。これで総務委員会を終了します。